

鳥取県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る小倉地区（第2工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月2日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作